

令和7年第2回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年2月25日（火）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和7年2月25日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 3号 取消願について  
日程第 3 報告第 4号 農地転用(農業用施設)届出について  
日程第 4 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 7 議案第 9号 非農地証明申請について  
日程第 8 議案第10号 非農地通知の発出について  
日程第 9 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第10 議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	欠
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	欠

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
武部 弘典 係長  
中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 谷本 敏昭 担当

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間18分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和7年第2回安芸高田市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の総会に9番 仁伍委員、12番 高松委員、両名の欠席の申し出がございました。したがって出席委員は10名でございます。定数に達しておりますので、これより、令和7年第2回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方へ配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員につきましては、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。7番 津田委員、8番 黒瀬委員、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第3号 取消願いについて報告を求めます。よろしくお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございました。報告事項ではありますが、質疑はございませんか？

質疑がないようでございますので、以上で取消願いにつきましては報告を終わります。

日程第3 報告第4号 農地転用(農業用施設)につきましての届け出の報告をいたします。事務局からお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号2号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号2号について報告いたします。2月10日、推進委員、事務局、農業委員で現地を確認いたしました。別図の報告4-1をご覧くださいと思います。申請地は吉田町の●●●●●●●●にある整備田、3,526㎡の内の一部4㎡でございます。今回、申請人は作業道具を収納するために、申請地に約1坪、4㎡の物置を設置するものです。別段、何ら影響はなく問題ない事を確認いたしております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。この件につきましての質疑はございませんか？よろしゅうございますか？質疑がないようでございますので、以上で農地転用農業用施設届出についての報告を

終わりたいと思います。

次へまいります。日程第4 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の報告をおこないます。受付番号8号につきまして、4番 見坂委員さんをお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号8号について報告します。2月10日、推進委員、農業委員、事務局とで現地確認いたしました。申請地は吉田町●●●にある、農地2枚で247㎡です。場所は●●●●●を、●●●●●の信号機から●●●●●へ向かって1kmぐらい進んだ所の、カーブを曲がった所の左側に最初にあるお家のそばです。図面番号が6-8をご覧ください。見えるところにあるのが、ちょうど申請人の実家です。その周りにある2枚の田が、この度の申請地です。譲渡人は●●●に居住されており、耕作及び維持管理が困難な状況であるために、申請地をこの付近の農地で果樹栽培を営んでいる譲受人に、所有権移転を行うものであります。譲受人はこの申請地を譲り受け、果樹栽培を行う予定です。譲受人は所有する農地は耕作されており、これからも申請地及び所有する農地も耕作されていかれるので、何ら支障がない事を確認いたしました。また、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上8号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号9号、10号の2件について、3番 水重委員さんをお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。9号、10号について報告いたします。2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

まず9号ですが、別図の6-9をご覧くださいと思います。申請地は●●●●●の前の道路を●●●●●へ進みまして、北へ少し上がった所にある田3筆です。申請地は現在、●●●●●●●●●●が耕作していますが、今回、譲受人が譲り受けて水稲を作付けする、所有権移転の申請でございます。譲渡人は遠方に居住、また耕作困難な事により、この申請に至っております。周辺農地等には何ら問題はなく、許可妥当と確認をいたしております。

次に10号です。別図の6-10をご覧くださいと思います。申請地の北にあるのが●●●●●●でございます。●●●●●●です。右に進むと●●●●●●です。譲渡人は●●●●●●に居住しており、高齢、耕作困難なことより、今回の所有権移転の申請となりました。現在も耕作されており、引き続いての耕作で何ら支障もなく、許可は妥当と確認をいたしております。以上で9、10号の報告を終わります。尚、詳細については別添の調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号11号、12号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○山本委員

8番 黒瀬です。受付番号11号について報告します。2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。図面番号6-11をご覧ください。申請地は、八千代町●●●●●●がある横の田んぼです。譲受人は叔父であり、以前から田を管理していますので問題ないと思います。

続いて12号について報告いたします。2月10日、農業委員、推進委員、事務局にて現地確認いたしました。図面番号は6-12をご覧ください。現地は、八千代町●●●●●●で●●●●●●より、●●●●●●へ行った所に、●●●●●●の●●●●●●の倉庫があります。それより山沿いに200mぐらい行った所にある、田1枚、畑2枚の農地でございます。関係は親族であり、譲受人が農業拡大をする目的で譲り受けるものです。問題はないと思います。詳しくは調査書をご覧ください。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号13号、14号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。受付番号13号、14号について報告いたします。

まず13号ですけど、2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。現地は、八千代町●●●●●●の●●●●●●に面した所です。場所は隣に●●●●●●が所有している土地のすぐ隣になっているんです。土地自体は面一のような形で、元々は下に田んぼだった所を地上げして、雑種地みたいな感じになっていた所なんですけども、現地に行っただころでは、上に肥土をおきまして、家庭菜園というような形で、引き続き耕作するというよう

な状況になっておりました。隣に作業所みたいな所を、この●●●●が土地を所有しているんですけど、すぐ隣にあるので引き続いて有効活用したいという事です。特に問題はないようでもあります。金額はそこそこいい値段なんですけども、聞くところによると、買った値段ぐらいで売りたいものだったらしいんですけど、現在は地価が下がっているんで、当時より100万ぐらい下がっているようなんで、これぐらいで折り合いがついたようです。結構な商いじゃないかと思います。

14号なんですけど、八千代町●●の土地です。●●●●に向かいましたら、●●●●●から左側に入ったところの、●●●●があるんですけど、●●●●の2枚ぐらいとんだ所の田んぼの一角にあります。●●●●●さんは、●●●●さんと農業をやっていたんですけど、だんだんと終活といいますか、農業を子供達もやらないという事で、あちこちに持っている田んぼを買い手があれば売りたいという事で。たまたま、●●●●●が引き続いて田んぼとして稲作をやっていると。現状は3、4年ぐらい前まで稲を作っているんで、稲を作ろうと思えばできるんですけど、ただ農業委員がちょっと懸念しているのが、●●●●●というのが●●●●●という事で、本来●●●●●なんですけど、それが●●●●●のあちこちで土地を買っているんですよ。どうも、耕作をしないと言いながらも耕作をした実績がなさそうなんです。本来の用途で上手くやるのか、投資目的でやっているんじゃないかという懸念はちょっとあったんですけど、現状からみて作るという事であれば仕方ないかと。今後、動向を見ていくと。他の用途に使う事もなく、トラクターも買っているんですけど、トラクターが動いている様子もないですし。ただ農機具はそろえていっているようなんですが。ただ、そういった懸念が若干残っているんですが、現状、許可を認めるしか仕方ないんじゃないかと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いをいたします。

○秋國委員

13号ですが、面積が500㎡ですよ。それで金額が●●●●●とおっしゃられましたが、本当でしょうか？

○事務局

間違いありません。

○秋國委員

考えられん。

○事務局

当時取得された価格は●●●●●だったらしいです。それを今回●●●●●で売却ということみたいです。

○秋國委員

ちょっと信じられん。

○田中会長

その他ございませんか？よろしゅうございますか？その他の質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いをいたします。受付番号1号から2号につきまして、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号1号、2号について報告します。この2件は、1月に農振除外の申請で審議されたものです。2月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。

まず1号について報告します。申請地は吉田町●●●●●にある農地です。場所は、●●●●●●●●●●の●●●●●の交差点を●●●●●へ進んで、途中、●●●●●の跡地があるんですけど、そこを右上に50m進んだ所に申請人の実家と、その実家に隣接するところに申請地があります。図面番号7-1をご覧ください。ここは、山の中にあった墓地を自宅近くにおろすのですが、相続により農地であることが判明し、現況に合わせるために始末書を添付され申請されました。墓地以外の所には砂利とか草木が生えて、現状に戻すのができないんですけ

ど、面積的には少し多いですけど、しょうがないかと。周辺農地への影響はないのでやむを得ないと確認いたしました。

次に2号について報告します。申請地は吉田町●●●にある農地です。●●●●●●の●●●●●●を●●●●へ進んだところに、●●●●●●●●があります。その●●●●から山の方へ上がった所に申請地があります。図面番号は7-2です。高齢になり、山の中にある墓地の墓参りや管理が困難になったため、居住地近くにある農地に墓地を移転し、道が狭いので進入路も作るために申請するものであります。周辺農地などには影響もなくやむを得ないと確認しました。1号、2号について、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、1号、2号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号3号から5号まで、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号3、4、5号について報告いたします。2月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしております。いずれの案件も1月の総会の農振除外で審議いただいたものです。

まず3号です。別図の7-3をご覧ください。下の図をご覧くださいと思います。申請地の一部は家屋、庭敷き。また東は耕作されていない畑となっております。先々代が宅地として利用しており、現況に合わせて地目変更です。また、現在墓地が山中にあり、高齢化により自宅の横に移設するための申請でございます。周辺農地等へは何ら支障影響はなく、許可はやむを得ないものと確認いたしております。また、始末書を添付しての申請となっております。

次に4号、5号です。別図の7-4、5をご覧くださいと思います。4号、5号は隣接し、申請人が同一のため、合わせて報告をさせていただきます。4号の●●●●●●は、地目は田500㎡ですが、現在、資材置場、駐車場、道として利用しております。また5号の●●●●●●●●は地目は田133㎡ですが、現在自宅への進入路として利用をしております。昨年、母よりの相続により取得しましたが、農地のまま使用していることが判明し、現況に合わせるための申請でございます。周辺は宅地、道に囲まれており、周辺農地へは何ら支障がなく、やむを得ないものと確認しております。これも、始末書を添付しての申請でございます。以上で、3、4、5号の報告を終わります。尚、詳細については別添の調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号6号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。受付番号6号について報告いたします。この6番につきましては、先般の総会で農振除外の時に説明させていただいておりますけど、八千代町●●の●●●●●●●●から、谷あいに沿って山寄のほうにかなり入った所になります。周辺につきましては共同墓地のような形になっておりまして、隣の方にも墓地があります。墓自体はすでに●●●●●●●●に設置されておりまして、今回、色々と農地とかそういうものの終活といいますか、色々調査している段階で手続き未了であることが分かり、農振除外をやって、それから転用という事です。周辺にも影響はありませんし、やむを得ないものとして確認をいたしました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、受付番号7号、8号につきまして、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号7号、8号については農振除外申請地で審議いただいたものですので、併せて報告をさせていただきます。現地確認は2月12日、推進委員、農業委員、事務局で行いました。この2つの申請地は、いずれも美土里町●●の●●●●●●●●●●沿いに位置しているものです。

最初に地図番号7-7をご覧ください。現地は申請人の自宅に隣接する農地であります。この度、申請地から100mほど離れた墓地の管理の利便性を図るために、自宅に隣接する場所に移転しようとするものであります。周辺農地への影響等、特段の問題がないことからやむを得ないものと確認しております。

次に地図番号7-8について報告します。現地は申請人の家屋に隣接する農地であります。すでに申請者が運営する●●●●●●●●業務に係る資材置場として、造成に着手をされています。肥土が盛り上げられている状態です。今回、農地転用手続きが必要であるとの認識がないまま現状になっているため、始末書を添付されています。周辺農地への影響等、特段の問題がないことからやむを得ないものと確認をいたしました。詳しくは別紙調査書のとおりです。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。

す。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号5号及び8号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次にまいります。

日程第6 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号5号、6号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号5号、6号について報告いたします。2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地確認いたしております。

別図の8-5、6をご覧いただきたいと思っております。この案件は先月の農振除外で審議いただいた案件でございます。5号、6号は譲受人が同一また、隣接しておりますので併せて報告をさせていただきます。申請地の上に斜めに走っているのが、●●●●●●でございます。申請地の右に●●●●●●があると思っておりますが、ここは譲受人の●●●●●●が住んでいた所でございます、現在空き家でございます。その住居を譲り受けて移住する予定でございますが、進入路及び駐車場がなく、今回●●●●●●の進入路として申請地を譲り受ける、所有権移転の申請でございます。下の図にもありますが、水路がございます。この水路を確保しての進入路を新設する計画でございます。周辺は現在耕作されておりませんが、進入路建設による支障は考えられず、許可はやむを得ないものと確認をいたしました。以上で5号、6号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号7号、8号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

黒瀬です。受付番号7号について報告いたします。2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。図面7-8をご覧ください。現地は八千代町●●の●●●●より下流へ500m下った所の、地目畑の現状、雑種地です。この物件は、譲渡人の所有者不明の土地なので、公証人の管理下の土地でございます。それで、周辺の農地には影響ないと思いますので、詳しくは調査書を見てください。

続いて受付番号8号について説明します。2月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。図面番号8-8をご覧ください。現地は●●●●●から●●●●●●●●の間にある農地です。これは、1月の農業委員会に3条の申請で提出されたものです。譲渡人と譲受人は●●●●●であり、周辺農地への影響もないと思いますので問題ないと思います。以上をもって報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございます。次に受付番号9号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。9番について説明いたします。この案件につきましては、先般、農振除外で審議していただいております。現地を確認しておりますけども、地図で8-9を見ていただきたいんですけど、現地は●●●●が八千代町●●という事なんですけども、山あいの方に1kmぐらい谷に沿って耕地が広がっていた所なんですけども、現在、これよりも山寄の方にはまだ耕地があるんですけど、現在は作られていません。この一角も昔は全部耕作していたんですが、この両側についても、現地を確認したところ、ほとんど耕作放棄地か遊休農地ということになっておりました。やはり昔は水が出るところではないですが、谷川の水を利用しながら作っていたんですけど、現地が一带全部放棄地として、水利面とか条件が悪いのでだんだん耕作放棄地になったという事です。譲渡人の●●さんは●●●●●●でありまして、なかなか農業に専念することができないと。耕作意欲もないし、これを借り受けてやるような人もいないという事で、やむを得ず太陽光の話があつて、譲渡すことになったようです。現状ではやむを得ないんじゃないかと思います。先ほど話しをしましたが、一带は耕作されておりませんし、もし作るとしても、水路は別にとっておりますので、問題ないと思います。やむを得ないんじゃないかと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございます。次に受付番号10号、11号につきまして、6番 藤原委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号10号、11号について報告します。この二つの案件は、1月の農振除外でご審議いただいた案件です。2月13日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。

まず10号ですが、図面8-10をご覧ください。●●●●●●●●を●●から●●●●●●に約4km行った所の●●●●●●●●の裏にある、整備田1,118㎡です。この申請は●●●●●●さんが現在の駐車場に工場を増設するため、駐車場を確保するための申請です。●●と●●●●●●の水路に挟まれた圃場であり、他の農地に影響がない事を確認しました。

続いて11号ですが、図面8-11をご覧ください。場所は、●●から●●●●●●●●を●●●●●●●●に約500m行き、●●●●●●●●を●●●●●●●●に約500m行った所の、田806㎡です。地目は田になっていますが、現況は雑種地で、用水、排水設備もなく、道路の反対側は長い法面になっていました。集団農地の端にあり、他の農地に影響がない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で10号、11号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。どうでしょうか？

先ほどの9号でございますが、申請地の両側は耕作放棄地、雑種地のようになっているとおっしゃりましたが、それによろしいですね？

○藤原委員

雑種地というか耕作放棄地で、雑草が生えたりというような形で、田んぼの形は石垣とか残っているんですが、まあ雑種地、耕作されていないです。

○田中会長

では、とりわけ周辺農地への影響はないという事ですね。

○藤原委員

そうです。

○田中会長

そのほかございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の

委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号10号については、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次にまいります。

日程第7 議案第9号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号2号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号2号について報告します。現地確認は、2月12日に、推進委員、農業委員、事務局で行いました。申請地の場所は美土里町●●です。図面番号9-2をご覧ください。中央部を横に横切っているのが●●●●●●です。●●●●●●の方へ向けて、左に進んでいきますと、中央部に●●左わきに、●●●●●●●●が見えます。この地図で行くと中央から下です。道を隔てた反対側に申請地があります。下に拡大図がありますけども、このような位置であります。この申請地の地目は田として登記されておりますけども、長年耕作をされておらず、ススキやセイタカアワダチソウなどの雑草が全体を覆っており、一部に低灌木やツル性の植物が見受けられ、全体としては原野化しているような状況であります。しかしながら、現状からして雑草や低灌木等を刈り払い、耕運機等により農地へ復元することは可能であるというふうに確認をいたしました。詳しくは、非農地証明現地確認書のとおりでございます、以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号3号について、2番 秋國委員さんお願いします。

○秋國委員

2番 秋國です。受付番号3号について、去る2月の12日、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をいたしましたので、その結果をご報告いたします。



○田中会長

お住まいも●●の方なんですね。●●●ということで。というような条件でございます。

その他ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第9号 非農地証明申請について、受付番号2号につきましては不受理とし、受付番号3号については申請の通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第9号 非農地証明申請については、受付番号2号については不受理。受理をしないという事で、受付番号3号については受理をすることに決しました。次にまいります。

日程第8 議案第10号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局要点説明)

○田中会長

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。担当委員さんからの補足説明がございましたらご発言をお願いいたします。

○水重委員

別段ありません。問題ないと思います。

○田中会長

見坂委員さんはよろしゅうございますか？

○見坂委員

はい。

○田中会長

これより質疑及び意見に入ります。質疑意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、これより採決に入ります。

議案第10号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第10号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。次へまいります。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時30分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。日程第9 議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第11号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。ここで次の議案の説明職員の方が入室されますので暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時34分 休憩

午後2時36分 再開

○田中会長

それでは、休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第10 議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見についてを議題といたします。は

じめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 谷本担当 説明)

○田中会長

ありがとうございました。ただいま、地域営農課の谷本担当から、地域計画の若干の変更を含めて説明がございました。委員会としても2週間の公示を経て、3月28日に市としては公示をしていくという説明でございました。この地域計画につきましては、今年度末、3月末が作成の期限となっておりますので、農業委員会としてもこの内容につきまして、精査した後の意見を聴取するという事になっておりますので、どうぞ皆様方、忌憚のないご意見を出していただきたいというふうをお願いをいたします。ご意見、ご質疑、あるいはご要望等ございましたらご発言をお願いいたします。

○見坂委員

名前の漢字が違っているんですが、18番の●●の記載が間違っていて、●●●●の●●です。それとこの名義人は亡くなられていて、実際に田んぼを作っているのは息子です。

○田中会長

この地域計画に関する資料につきましては、個人情報のあることでもありますので、取り扱いにはくれぐれもご注意ください。実名が載っておりますので。

年1回の見直しというのは、だいたい何月頃を計画されているのですか？

○稲田課長

12月にだいたい利用権が切れるので、2月ぐらいを考えています。それと、資料では個人名が書かれていますが、公表の際はアルファベットになるので個人名は公表されません。

○谷本担当

表の10年後の所に、目標地図上の表示という事で番号がうってあると思います。この番号が地図の色の横に番号で載りますので、個人名はでませんし、農業を担う者の氏名、名称も空欄になります。実際にホームページで公表することになりますと。

○田中会長

補助事業申請する場合は、名前が載っている方が中心になっていくというような制約はあるのですか？これ以外の方は補助事業対象にならないという事はないですか？

○稲田課長

事業にもよるんだと思うんですけど、担い手関係のものにつきましては、原則載っている方が対象です。

○田中会長

新規就農があれば、たとえば2月なら2月に変更で名前が載ってくることになりますよね？

○稲田課長

ええ。

○田中会長

どうでしょうか？大変な事務局等々のご苦勞があったものと拝察いたしますが。その他何かご意見、ご質問ないでしょうか？よろしゅうございますか？これを持ち帰られまして何か気づいた点があったら。

この案件についての質疑及び意見はないようでございます。従いまして質疑及び意見を終了し、採決に入りたいと思います。

議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見について、特段な意見がないと回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第12号 安芸高田市地域計画に係る意見について、特段な意見がないと市長に回答することに決しました。

以上をもちまして、本総会に付議をされました案件の審議については全て終了いたしました。これをもちまして令和7年第2回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。皆様方どうもありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時50分 閉会